

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院部門在り方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢化の進行など医療環境の変化により柔軟に対応していくため、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院部門在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合リハビリテーションセンターの病院部門の今後の在り方に関する事項及びその他必要な事項について検討し、知事へ報告を行うものとする。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会には委員長1名を置き、委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により委員会に欠席する委員は、当該委員会に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。この場合は意見の提出をもって出席したものとみなす。
- 3 やむを得ない理由により委員会を開催することが困難であると委員長が認めるときは、書面で各委員の意見を聴取し、委員会の開催に代えることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、埼玉県福祉部福祉政策課に置く。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

(第3条関係) 委員会委員

有識者	公立大学法人埼玉県立大学学長補佐兼 高等教育開発センター長	朝日 雅也
有識者	さいたま赤十字病院医療社会事業部長	石井 研史
医師会	埼玉県医師会 会長	金井 忠男
有識者	前特定国立研究開発法人理化学研究所監事 公認会計士	清水 至
有識者	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 副理事長	田崎 宣明
有識者	埼玉県障害者協議会代表理事	田中 一
医師会	埼玉県医師会 副会長	廣澤 信作
有識者	順天堂大学医学部附属順天堂医院リハビリテーション科 主任教授	藤原 俊之
有識者	東京医科歯科大学脳神経病態学分野 主任教授	横田 隆徳

(五十音順、敬称略)